

電気通信術の試験方法

電気通信術の試験の方法(無線従事者規則第3条、総務省告示第721号)規則第3条の規定による電気通信術の試験の方法は次のとおりです。

1 [モールス電信]

ア 電気通信術の試験は、無線局運用規則別表第1号のモールス符号を使用し、あらかじめ備付けの装置を操作することにより行います。ただし、受験者が持参した電鍵であって、指定試験機関が適当と認めるものを使用する場合は、この限りではありません。

イ 試験は、次の事項を順次送信して行います。

(ア) 和文電報形式による場合(1総通、2総通、3総通又は国内電の場合)

1 …… ·—· …… ·—·

2 ·—·—·—

3 種類(あるときに限る。)

4 字数

5 発信局(発信局を番号で表すときは、「ハツ」を前置するものとします。)

6 発信番号(発信局を番号で表すときは、「タナ」を前置するものとします。)

7 受付時刻(時と分を·—·—·—によって区別するとともに数字を略字により送信するものとします。)

8 —·—·—(特別取扱のあるときに限る。)

9 特別取扱(あるときに限る。)

10 ·—·—·—(局内心得のあるときに限る。)

11 局内心得(あるときに限る。)

12 ·—·—·—

13 名あて

14 —·—·— — —

15 本文(60字を超えるときは、60字目ごとに字の次に送信する·— —·—の次に約5秒の間隔を置くものとします。)

16 ·—·—·—

注1 送信した字を訂正するには、·—·—を前置し、訂正しようとする字の前2、3字の適當の字から更に送信して行うものとします。

注2 2通以上にわたるときは、各通間に約5秒の間隔を置くものとします。

(イ) 欧文電報形式による場合(1総通、2総通又は3総通の場合)

1 …… — — …… — —

2 発信番号(「NR」を前置するものとします。)

3 種類(あるときに限る。)

4 発信局

5 語数

6 受付日(あるときに限る。)

7 受付時刻(24時間制とします。)

8 特記事項(あるときに限る。)

9 — — — —

10 名あて

11 — — — —

12 本文

13 — — — —

14 署名(あるときに限る。)

15 . — — — .

注1 送信した誤字を訂正するには、……………(8点)を前置し、訂正しようとする字の前2、3字の適當の字から更に送信して行うものとします。

注2 2通以上にわたるときは、各通間に約5秒の間隔を置くものとします。

注3 第三級総合無線通信士の場合は、受付時刻はM及びSを使用する12時制とし、時と分を7点に相當する間隔によって区分するものとします。

2 [電話]

ア 試験は、運用規則別表第5号の欧文通話表を使用して行うものとします。

イ 試験は、次の事項を順次送話して行うものとします。

(ア)「始めます」の語

(イ)「本文」の語

(ウ) 本文

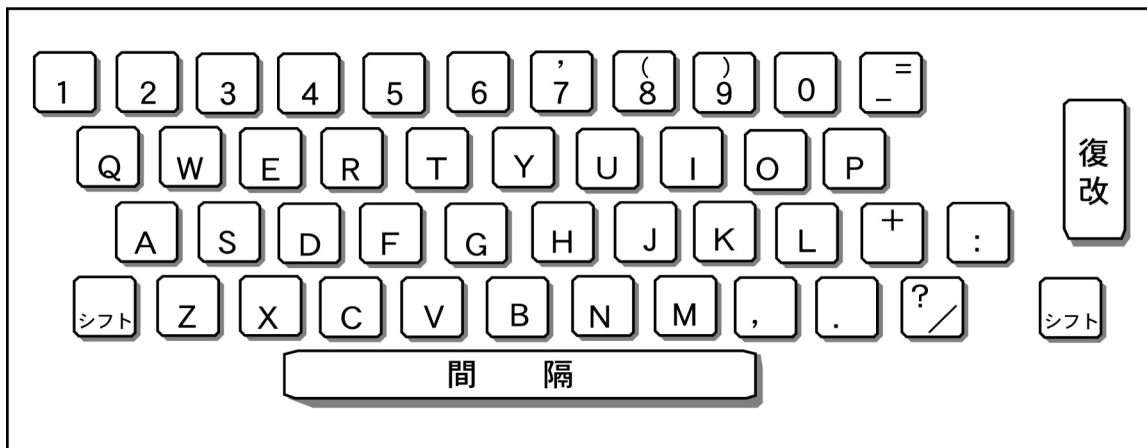
(エ)「おわり」の語

注 送信した字を訂正するには、「訂正」の語を前置し、訂正しようとする字の前2、3字の適當の字から更に送話して行うものとします。

3 [直接印刷電信]

- ア 試験は、あらかじめ備付けの装置を操作することにより行うものとします。
- イ 備付けの装置の鍵盤配列は、別図に掲げるとおりです。
- ウ 備付けの装置は、次に掲げる機能を有する。
 - (ア) 問題の語字、語字と語字の間隔及び復改(以下「語字等」という。)をあらかじめ記憶し、鍵盤の操作による語字等との照合をする。
 - (イ) 問題と合致する語字等の鍵盤の操作が行われたときは、その語字等を画面に表示する。
 - (ウ) 問題と異なった語字等の鍵盤の操作が行われたときは、これを知らせる音を発生し、この語字等を画面に表示せず、かつ、画面の表示は、問題と合致する語字等の鍵盤の操作が行われるまで進行しない。
 - (エ) 試験時間内に問題のすべての語字等の鍵盤の操作が行われたとき又は試験時間が経過したときは、試験の終了を知らせる音を発生する。

別図 直接印刷電信の試験の鍵盤配列



備考

- 1 鍵盤配列は、日本工業規格(X6002)「情報処理系けん盤配列」によるものである。ただし、この図においては試験に必要なもののみ表示した。
- 2 試験においては、キーの形状及びキーとキーの間隔がこの図と異なる装置を使用することがある。
- 3 記号のうち、上段に示すものは、シフト機能キーと併せて操作するものである。